

自由都市堺文化芸術推進計画(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○第2章について		
1	「3 文化的環境に対する市民満足度」の文化的環境を満足できるものとするために必要な施設のひとつに「美術館」が挙げられているところに注目してほしい。政令指定都市として「美術館」がないのは堺市ぐらいである。既存の中核文化芸術関連施設として堺 アルフォンス・ミュシャ館や堺市博物館、さかい利晶の杜についても、施設の充実を図ることも必要である。	現時点では、美術館建設の具体的な計画はございません。当面堺 アルフォンス・ミュシャ館がその役割を担ってまいります。 引き続き、堺 アルフォンス・ミュシャ館をはじめ、東文化会館ギャラリーや堺市博物館、さかい利晶の杜などの既存施設を最大限有効活用し、文化的環境に対する市民満足度の向上を図ってまいります。 ご意見については、今後の事業展開等における参考とさせていただきます。
2	市民の文化芸術活動の参加促進を図ることが課題であるとしていることは全くそのとおりだが、次の課題として、どのような方策を立てて参加のきっかけを作るのかを考える必要がある。	市民の文化芸術活動の参加促進については、文化芸術活動をしていない理由等を分析するとともに、第3章第3節で評価指標として設定する「情報が入手しにくいと答える市民の割合」を減少させる効果的な情報発信などの具体的方策の展開を通じ、文化芸術活動のしやすさの向上を図ってまいります。
3	子どもが学校教育の場で文化芸術に触れる機会の提供に関して、現在、子どもを対象とする芸術鑑賞事業や学校における芸術ワークショップなどを実施しているが、すべての児童・生徒にそれらの事業が行き届いているかといえば、大変不十分と言える。	第2章第3節で示すとおり、子どもたちが生活の中で文化芸術に触れ、文化活動を行う機会の充実を図ることは、堺市において特に重要な課題であると考え、第3章第2節において、「次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」を重点的方向性の一つとして掲げているところです。今後、芸術家の学校への派遣の拡充を図るとともに、子どもを対象とする文化芸術事業の充実を図ってまいります。
4	堺の歴史文化資源については、文化芸術のまちづくりとして、日常的にまちなかのゆかりのあるものや場所に市民がわかるような説明をした銘板の建立などをする必要があると思う。	現在、地域の歴史を伝える史跡等に関しては、サインや説明板等の整備を進めているところです。ご意見については、今後の事業展開等における参考とさせていただきます。

5	<p>市内のあちこちにパブリック・アートが建てられているが、これについては一言も触れられていないのはどうしてなのか。</p>	<p>第3章第1節の2 基本的施策の一つとして、「魅力的なまちの景観の創出」を掲げており、パブリック・アートも都市の景観を創出する要素の一つであると考えております。ご意見については、今後の事業展開等における参考とさせていただきます。</p>
○第3章について		
6	<p>基本目標、基本的施策については賛成である。評価指標についても、「文化芸術活動をする市民の割合」の目標値は少し低いと思うが、理解する。中でも「文化芸術を支える人材の育成」にはとりわけ力をいれてほしい。</p>	<p>評価指標の目標値については、今後、達成度等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、基本的施策の一つである「文化芸術を支える人材の育成」については、事業を展開するにあたり、芸術家と地域の間での調整等を行うコーディネート機能の制度構築をめざしてまいります。</p>
○第4章について		
7	<p>推進体制、評価体制については賛成である。第3節「今後の検討課題」として挙げる「堺版アーツカウンシル」のあり方については、ぜひ進めてほしい。</p>	<p>より効果的な文化芸術事業の推進に向け、「堺版アーツカウンシル」のあり方検討を進めてまいります。</p>
8	<p>現在、区内に文化ホールのない北区については区民ホールを建設すべきだと思う。</p>	<p>現時点では、北区における文化ホール建設の具体的な計画はございません。北区周辺において文化芸術活動で利用できる施設としては、堺市産業振興センターなどをご案内させていただきます。</p>
○具体的取組について		
9	<p>堺市民の芸術的、文化的感度を向上させていくために、今後とも更に、文化芸術に触れる機会を増やしていかなくてはならない。</p> <p>「芸術文化の町」としての街並み、彩りをどう整えていくのかも重要な課題である。美装化から、もう一步踏み込んで“アート”を感じさせる装飾ができないか。</p> <p>町全体が「楽しめる景観」になるように、もっと積極的に取り組んでいてもらいたい。</p>	<p>第3章第1節で示すとおり、基本目標の「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」を実現するため、基本的施策の一つとして、「魅力的なまちの景観の創出」を掲げております。</p> <p>ご意見については、今後の事業展開等における参考とさせていただきます。</p>